

平成29年度

中学校新教育課程説明会 特別の教科 道徳

平成29年8月8日（火）
県教育委員会事務局 学校教育課
指導主事 丹下 博幸

第1章 総則

道德教育関係

1 一部改正の基本方針

- これまでの「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を、適切なものとして今後も引き継ぐとともに、道徳の時間を「特別の教科道徳」として新たに位置付けた。
- それに伴い、目標を明確で理解しやすいものにするとともに、道徳教育も道徳科も、その目標は、最終的には「道徳性」を養うことであることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした分かりやすい規定とした。
- 道徳科においては、内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものとするとともに、指導方法を多様で効果的なものとするため、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、その改善を図っている。

2 一部改正の要点

○ 教育課程編成の一般方針

「特別の教科である道徳」を「道徳科」と言い換える旨を示すとともに、道徳教育の目標について、「人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と簡潔に示した。

○ 内容等の取扱いに関する共通事項

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、「第3章特別の教科道徳」の第2に示す内容であることを明記した。

2 一部改正の要点

○ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体で行うことから、全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行う。また、各教科等で道徳教育の指導の内容及び時期を示すこと。
- 各学校において指導の重点化を図るために、生徒の発達段階や特性等を踏まえて中学校における留意事項を示したこと。
- 職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意すること。
- 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

3 改善・充実の具体的事項

道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

(解説 p26)

学校における道徳教育は、生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓いていく力を育む源となるものでなければならない。

3 改善・充実の具体的事項

道徳教育の内容

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

(解説p57)

- 道徳教育の内容は、「第3章特別の教科道徳」の「第2 内容」に示すとおりである。
- 内容項目は、教師と生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題であるとともに、学校の教育活動全体の中で、様々な場や機会を捉え、多様な方法によって進められる学習を通して、生徒自らが調和的な道徳性を養うためのものでもある。

3 改善・充実の具体的事項

道徳教育の全体計画

なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

(解説 p 129)

全体計画の意義

- (ア) 人格の形成及び国家、社会の形成者として必要な資質の育成を図る場として学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる
- (イ) 学校における道徳教育の重点目標を明確にして取り組むことができる
- (ウ) 道徳教育の要として、道徳科の位置付けや役割が明確になる
- (エ) 全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる
- (オ) 家庭や地域社会との連携を深め、保護者や地域住民の積極的な参加や協力を可能にする

3 改善・充実の具体的事項

指導内容の重点化

- 道徳教育を進めるに当たっては、中学生という発達段階や特性等を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての指導の重点に基づき指導内容についての重点化を図ることが大切である。
- どのような内容を重点的に指導するかについては、最終的には、各学校において生徒や学校の実態などを踏まえ工夫するものであるが、その際には社会的な要請や今日的課題についても考慮し、次の(1)から(5)について留意することが求められる。
 - (1) 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事
 - (2) 生命を尊重する心や自分の弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること
 - (3) 法やきまりの意義に関する理解を深めること
 - (4) 自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと
 - (5) 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

3 改善・充実の具体的事項

豊かな体験活動の充実といじめの防止について

学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

(解説p140)

- 職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域社会の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。その際には、生徒に体験活動を通して道徳教育に関わるどのような内容を指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施計画にもこのことを明記することが求められる。
- 道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすることが大切である。
- いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道徳教育や道徳科の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが大切である。

第3章 特別の教科 道徳

1 改訂の基本方針

- 道德教育の充実を図るため、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育とその要としての道德の時間の役割を明確にした上で、生徒の道德性を養うために、適切な教材を用いて確実に指導を行い、指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ることができるよう、学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部を改正し、道德の時間を教育課程上「特別の教科 道德」（以下「道德科」という。）として新たに位置付け、その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等を見直した。
- これまでの道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道德教育の基本的な考え方を今後も引き継ぐとともに、道德科を要として道德教育の趣旨を踏まえた効果的な指導を学校の教育活動全体を通じてより確実に展開することができるよう、道德教育の目標等をより分かりやすい表現で示すなど、教育課程の改善を図った。

2 改善・充実の具体的事項

道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(解説p13)

- 1 道徳教育の目標に基づいて行う
- 2 道徳的諸価値についての理解を基にする
- 3 自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める
 - (1) 自己を見つめる
 - (2) 物事を広い視野から多面的・多角的に考える
 - (3) 人間としての生き方についての考えを深める
- 4 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる

2 改善・充実の具体的事項

道徳科の内容

(1) 内容の捉え方

「第3章 特別の教科 道徳」の「第2 内容」は、教師と生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。

(2) 四つの視点

- A 主として自分自身に関する事
- B 主として人との関わりに関する事
- C 主として集団や社会との関わりに関する事
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事

(3) 生徒の発達的特質に応じた内容構成の重点化

道徳科の内容項目は、22の内容項目にまとめられている。

2 改善・充実の具体的事項

道徳科の内容

A 主として自分自身に関する事

[自主、自律、自由と責任] [節度、節制] [向上心、個性の伸長]
[希望と勇気、克己と強い意志] [真理の探究、創造]

B 主として人との関わりに関する事

[思いやり、感謝] [礼儀] [友情、信頼] [相互理解、寛容]

C 主として集団や社会との関わりに関する事

[遵法精神、公德心] [公正、公平、社会正義] [社会参画、公共の精神] [勤労]
[家族愛、家庭生活の充実] [よりよい学校生活、集団生活の充実]
[郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度]
[我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度] [国際理解、国際貢献]

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事

[生命の尊さ] [自然愛護] [感動、畏敬の念] [よりよく生きる喜び]

2 改善・充実の具体的事項

年間指導計画の意義と内容

各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げるものとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

(解説 p69)

年間指導計画の意義

- ア 3学年間を見通した計画的、発展的な指導を可能にする
- イ 個々の学級において、道徳科の学習指導案を立案するよりどころとなる
- ウ 学級相互、学年相互の教師間の研修などの手掛かりとなる

2 改善・充実の具体的事項

年間指導計画作成上の創意工夫と留意点

- (1) 主題の設定と配列を工夫する
- (2) 計画的、発展的指導ができるように工夫する
- (3) 重点的な指導ができるように工夫する
- (4) 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する
- (5) 複数時間の関連を図った指導を取り入れる
- (6) 計画の弾力的な取扱いについて配慮する
- (7) 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする

2 改善・充実の具体的事項

道徳科の指導

指導の基本方針

- (1) 道徳科の特質を理解する
- (2) 信頼関係や温かい人間関係を基盤に置く
- (3) 生徒の内面的な自覚を促す指導方法を工夫する
- (4) 生徒の発達や個に応じた指導方法を工夫する
- (5) 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする
- (6) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する

2 改善・充実の具体的事項

道徳科の指導

学習指導の多様な展開

- (1) 多様な教材を生かした指導
- (2) 体験の生かし方を工夫した指導
- (3) 各教科等との関連をもたせた学習の指導
- (4) 道徳科に生かす指導方法の工夫
 - ・教材を提示する工夫
 - ・発問の工夫
 - ・話合いの工夫
 - ・書く活動の工夫
 - ・動作化、役割演技等の表現活動の工夫
 - ・板書を生かす工夫
 - ・説話の工夫

生徒が主体的に道徳性を育むための指導

- (1) 自らの成長を実感したり、課題や目標を見つけたりする工夫
- (2) 生徒が自ら考え理解し、主体的に学習に取り組む工夫
- (3) 人間としての弱さを認め、それを乗り越えてよりよく生きようとする
ことよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にする

問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

- (1) 道徳科における問題解決的な学習の工夫
- (2) 道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる工夫
- (3) 特別活動等の多様な実践活動等を生かす工夫

2 改善・充実の具体的事項

道徳科の指導

情報モラルと現代的な課題に関する指導

(1) 情報モラルに関する指導

※道徳科は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめる時間であるとの特質を踏まえ、例えば、情報機器の使い方やインターネットの操作、危機回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことにその主眼を置くのではないことに留意する必要がある。

(2) 現代的な課題の扱い

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行を踏まえ、障害の有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働していく態度を育てるための工夫も求められる。
- 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を養うことも重要な課題となっている。

2 改善・充実の具体的事項

道徳科の教材に求められる内容の観点

教材の開発と活用の創意工夫

- (1) 道徳科に生かす多様な教材の開発
- (2) 多様な教材を活用した創意工夫ある指導

道徳科に用いられる教材の具備する要件

- (1) 生徒の発達段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること
- (2) 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること
- (3) 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること

2 改善・充実の具体的事項

道徳科の評価

生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

(解説p107)

道徳科における評価の意義

学習における評価とは、生徒にとっては、自らの成長を実感し意欲の向上につなげていくものであり、教師にとっては、指導の目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料となるものである。

2 改善・充実の具体的事項

道徳科における評価

(1) 道徳科に関する評価の基本的な考え方

- 目標に掲げる学習活動における生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められる。
- 個々の内容項目ごとではなく。大きくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、他の生徒との比較による評価ではなく、生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うことが求められる。
- 道徳科の学習活動に着目し、年間や学期と言った一定の時間的なまとまりの中で、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する必要がある。

(2) 個人内評価として見取り、記述により表現することの基本的な考え方

(3) 評価のための具体的な工夫

(4) 組織的、計画的な評価の推進

(5) 発達障害等のある生徒や海外から帰国した生徒、日本語習得に困難のある生徒等に対する配慮

移行措置関係規定

総則

- (1) 平成30年度の教育課程の編成に当たっては、次のア及びイのとおりとする。
 - ア 中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）（以下「新中学校学習指導要領」という。）第1章第1から第5までの規定（第1の2(2)及び第2の3(1)カの規定を除く。）によるものとする。
 - イ 新中学校学習指導要領第1章第1の2(2)、第2の3(1)カ及び第6の規定によることができる。
- (2) 平成31年度及び平成32年度の教育課程の編成に当たっては、現行中学校学習指導要領第1章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第1章の規定によるものとする。

道徳及び特別の教科道徳

- (1) 平成30年度の第1学年から第3学年までの道徳の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第3章の規定によることができる。
- (2) 平成31年度及び平成32年度の第1学年から第3学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第3章の規定によるものとする。